群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第５８条の２及び群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和７年度における企業団職員（会計年度任用職員を除く）の任用・給与・福利厚生等の状況を公表します。

１　職員の任免及び職員数に関する状況

企業団の職員は、専任職員と地方自治法第２５２条の１７の規定による構成市町からの派遣職員で構成されています。また、令和２年度から、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益的法人等への群馬東部水道企業団職員の派遣等に関する条例の規定に基づき、専任職員を企業団が出資する法人「株式会社群馬東部水道サービス」へ退職派遣しています。

（１）　職員数の状況（令和７年４月１日現在）

条例定数	職員数
５５人	５２人

専任職員			派遣職員	合　　計
一般職員	退職派遣職員	計		
２９人	３人	３２人	２０人	５２人

（派遣職員の内訳）			合　　計
太田市	館林市	みどり市	
１６人	３人	１人	２０人

（２）職員の採用及び退職の状況

新規採用	退　職　者　数（令和７年度）			
（令和７年４月１日付）	定年退職	普通退職	その他	計
０人	０人	１人	０人	１人

（３）年齢別職員構成の状況（令和７年４月１日現在）

区分	25 歳 未満	25 歳～ 29 歳	30 歳 ～34 歳	35 歳 ～39 歳	40 歳～ 44 歳	45 歳～ 49 歳	50 歳～ 54 歳	55 歳～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	０人	３人	７人	１人	３人	９人	１３人	１５人	１人	５２人
構成比	0%	5.8%	13.5%	1.9%	5.8%	17.3%	25.0%	28.8%	1.9%	100%

（４）部門別職員数の状況（令和７年４月１日現在）

所属名称		職員数
企業職員（水道）		５２人
	局長	１人
	次長	３人
	総務課	１０人
	企画課	９人
	工務課	１１人
	庁舎建設室	３人
	館林支所	７人
	みどり支所	５人
㈱群馬東部水道サービスへ退職派遣		３人

２　職員の人事評価の状況

評価の種類		評価期間
能力評価	職務行動評価	【上期】 令和７年４月１日から令和７年９月３０日 【下期】 令和７年１０月１日から令和８年３月３１日
	意欲・態度評価	
業績評価	目標達成度評価	
	業務活動評価	

３　職員の給与の状況

構成市町からの派遣職員の給与は、派遣元団体の関係規程を適用し、企業団が支給しています。

（１）職員人件費の状況（令和７年度決算）

職員数	人件費額				１人あたり人件費
	給　料	手　当	法定福利費	計	
５０人	218,860 千円	125,249 千円	70,655 千円	414,764 千円	8,295 千円

※児童手当、退職給付負担金は除く

※退職派遣者は除く

（２）職員の平均給料月額等及び平均年齢の状況（令和７年４月１日現在）

区　　分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
群馬東部水道企業団	355,500 円	402,111 円	48.1 歳

【参考】一般行政職

県内市町村	332,409 円	393,219 円	42.7 歳
国	332,237 円	414,480 円	41.9 歳

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間の状況

１週間の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間
３８時間４５分	午前８時３０分	午後５時１５分	正午から 午後１時まで

（２）年次有給休暇の取得状況

平均取得日数　１６．５０日（令和７年１月１日から令和７年１２月３１日まで）

（３）特別休暇の状況

休暇の種類	期　　間
公民権行使のための休暇	その都度企業長が必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭するための休暇	その都度企業長が必要と認める期間
骨髄提供のための休暇	その都度企業長が必要と認める期間
ボランティア休暇	一の年において５日の範囲内の期間
結婚休暇	７日の範囲内の期間
出生サポート休暇	一の年において５日の範囲内の期間
出産休暇（産前産後休暇）	出産予定日以前８週間目に当たる日から出産の日までの期間において職員から請求のあった期間と出産の日後８週間
生後１年未満の子の養育のための休暇	１日２回それぞれ６０分間
妻の出産休暇	職員の妻の出産に係る入院の日から当該出産の日後２週間を経過する日までの期間内における３日の範囲内の期間
育児支援休暇	出産予定日の8週間前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間内における５日の範囲内の期間
生理休暇	２日の範囲内の期間で、その都度企業長が必要と認める時間又は日数
妊産婦の健康診査等のための休暇	妊娠満２３週までは４週間に１回、妊娠２４週から満３５週までは２週間に１回、妊娠満３６週から出産までは１週間に１回、産後１年まではその間に１回。ただし、１回につき１日の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間。
忌引休暇	親族に応じ別に定める日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間（例：父母７日など）
父母の追悼のための休暇	1日の範囲内の期間
夏季休暇	一の年の６月１日から９月３０日までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する５日の範囲内の期間
災害による職員の住居の滅失又は損壊による休暇	７日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等による休暇	その都度企業長が必要と認める期間
災害時における危険回避のための休暇	その都度企業長が必要と認める期間
感染症による交通遮断又は隔離による休暇	その都度企業長が必要と認める期間

休暇の種類	期　　間
永年勤続休暇	勤続３０年又は３５年に達する日の翌日が属する年度の週休日等を除く原則として連続する５日の範囲内の期間
就労意欲維持増進休暇	60歳に達する日が属する年度の翌年度の4月1日から4月7日まで
子の看護休暇	一の年において５日の範囲内の期間
短期介護休暇	一の年において５日の範囲内の期間

５　職員の休業に関する状況

（１）育児休業の取得状況

区　　分	令和７年度に子が出生した職員数		育児休業取得者数		取　得　率	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
令和７年度新規取得者数	２人	０人	２人	０人	１００％	―
前年度から継続取得者数	―	―	０人	１人	―	１００％

（２）部分休業の取得状況

部分休業取得者数
１人

（３）介護休暇の取得状況

介護休暇取得者数
０人

（４）病気休暇の取得状況

病気休暇取得者数
７人

６　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）分限処分の状況

分限処分は、職員が一定の事由により、その職責を十分に果たすことが期待しえない場合に、公務能率の維持を目的として行われる処分です。

処分内容	処分件数
降任	０件
免職	０件
休職	０件
降給	０件

（２）懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対して、公務員としての秩序の維持を目的として行われる制裁としての処分です。

処分内容	処分件数
戒告	０件
減給	０件
停職	０件
免職	０件

７　職員の服務の状況

（１）営利企業等の従事許可の状況

許可件数
５件

（２）職務専念義務の免除の状況

区　　分	件　　数
第１号　研修を受ける場合	０件
第２号　厚生に関する計画の実施に参加する場合（人間ドック等受診）	３６件
第３号　上記のほか企業長が認めた場合	１件
計	３７件

８　職員の退職管理の状況

管理又は監督の地位にあった職員が、退職後２年間、営利企業等の地位に就いた場合は、届出が必要となります。なお、令和７年度における届出件数は０件です。

９　職員の研修の状況

専任職員は、主たる構成団体の太田市と企業団で職員研修に係る覚書を締結し、太田市職員研修に参加し、派遣職員は、派遣元において実施される研修に参加しています。また、日本水道協会などが主催する外部研修にも積極的に参加しています。

１０　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）　福利厚生制度の状況

群馬県市町村職員共済組合に加入し、職員の短期給付事業、長期給付事業、福祉事業等の福利厚生事業を行っています。また、職員共済会（互助会組織）に加入し、病気や負傷、出産などの場合、適切な給付を行うための相互救済を目的として共済制度を実施しています。

【群馬県市町村共済組合】

種　　類	内　　容
短期給付事業	組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害等の保険事故が生じた場合に、給付を行う事業です。
長期給付事業	組合員が退職又は死亡したとき行う年金給付等が主な事業です。全国市町村職員共済組合連合会で一元的に処理が行われています。 なお、年金請求や各種届出の手続き及び年金に係る相談業務については、共済組合が行っています。
福祉事業	職員及び家族の健康と福祉の増進のため、保健、貯金、貸付、物資などの事業を行っています。

【職員共済会】

互助会名	公費負担額 A	会員掛金総額 B	会員数 C	会員１人当たりの公費の補助金額 A/C	公費負担率 A/（A+B）
太田市職員共済会	301,776 円	1,945,688 円	48 人	6,287 円	13.43%
館林市職員共済会	22,000 円	112,272 円	3 人	7,333 円	16.38%

（２）職員の健康の保持増進対策

事　業　名	人　数	内　容　等
定期健康診断	１３人	労働安全衛生法に基づく健康診断
人間ドック	３６人	群馬県市町村職員共済組合が行う人間ドック利用者等
ストレスチェック	４９人	労働安全衛生法に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査

（３）安全衛生管理体制

太田本所（１０人以上が勤務する事業場）に安全衛生推進者を選任し、配置しています。

（４）公務災害補償の状況

件　　数
０件